

## 山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 7 年 10 月 28 日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 45 条第 1 項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

海 域	採 捕 方 法
水深 30 メートル以浅の沿岸海域	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。）